

こども文教委員会 令和5年2月17・20日
こども家庭部 資料1番
所管 保育サービス課

第22号議案 大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

子ども・子育て支援法の改正等に伴い、本条例の一部を改正する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

令和5年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

大田区保育の必要性の認定等に関する条例（昭和62年条例第11号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区保育の必要性の認定等に関する条例</p> <p>昭和62年3月13日 条例第11号</p> <p><u>改正 令和5年 月 日第 号</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条第2号</u>又は第3号に規定する小学校就学前子どもであることの認定（以下「保育の必要性の認定」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第4項に規定する保育の利用及びこれに係る費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第8条まで （略）</p>	<p>○大田区保育の必要性の認定等に関する条例</p> <p>昭和62年3月13日 条例第11号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条第1項第2号</u>又は第3号に規定する小学校就学前子どもであることの認定（以下「保育の必要性の認定」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第4項に規定する保育の利用及びこれに係る費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第8条まで （略）</p>

新					旧						
別表（第4条関係） 費用徴収金基準額表					別表（第4条関係） 費用徴収金基準額表						
保 育 標 準 時 間 徴 収 金 基 準	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層		徴収基準額（月額）			保 育 標 準 時 間 徴 収 金 基 準	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層		徴収基準額（月額）		
	階層区分	定義	0歳の児童の場合	1歳の児童又は2歳の児童の場合	3歳以上の児童の場合		階層区分	定義	0歳の児童の場合	1歳の児童又は2歳の児童の場合	3歳以上の児童の場合
	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は里親世帯及び小規模住居型児童養育事業を行う者	0円	0円	0円		A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は里親世帯	0円	0円	0円
	BからC27	(略)				BからC27	(略)				
<p align="center"><u>付 則</u></p> <p align="center">この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。</p>											